小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成27年2月19日(木)午後7時00分~午後7時56分 場所 小田原市役所 601会議室
- 2 出席した教育委員の氏名
 - 1番委員 吉田眞理
 - 2番委員 栢 沼 行 雄(教育長)
 - 3番委員 萩 原 美由紀(教育委員長職務代理者)
 - 4番委員 和田重宏(教育委員長)
 - 5番委員 山口 潤
- 3 説明等のため出席した教育委員会等職員の氏名

関 野 憲 司 教育部長 諸星正美 文化部長 教育部副部長 露木幹也 松本弘二 教育部管理監 文化部副部長 安藤圭太 杉崎貴代 文化部副部長 教育総務課長 柏木敏幸 保健給食課長 仁 松浦 教育指導課長 市川嘉裕 教職員担当課長 田中 修 生涯学習課長 友 部 誠 人 大 島 文化財課長 慎 一

図書館長 古 矢 智 子

スポーツ課長 川 口 博 幸

青少年課長 石 井 聡

子育て支援推進担当課長 佐 次 安 一

教育指導課副課長 吉田文幸

教育総務課施設係長 桒 原 雄 一

(事務局)

教育総務課総務係長 濵 野 光 利教育総務課主査 小 林 隆

4 協議事項

(1) 小田原市長の権限に属する事務の補助執行について

(教育総務課)

- (2) 小田原市長の権限に属する事務の委任について (教育総務課)
- (3) 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について (教育総務課)

5 報告事項

(1) 給食費の改定について

(保健給食課)

6 議事

- 日程第1 報告第11号 事務の臨時代理の報告(教育財産の取得の申出)について (文化財課)
- 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告(平成27年3月補正予算) について (教育総務課・保健給食課・図書館)
- 日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告(平成27年度予算)について (教育部・文化部・子ども青少年部)
- 日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市教育長の勤務時間、休暇等及び 職務に専念する義務の特例に関する条例)について(教育総務課)
- 日程第5 報告第4号 事務の臨時代理の報告(小田原市表彰条例の一部を改正する条例) について (教育総務課)
- 日程第6 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市教育に関する事務の職務権限の 特例に関する条例の一部を改正する条例)について(教育総務課)
- 日程第7 報告第6号 事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例の一部を改正 する条例) について (教育総務課)
- 日程第8 報告第7号 事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に 関する条例の一部を改正する条例) について (教育総務課)
- 日程第9 報告第8号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例) について (教育総務課)
- 日程第10 報告第9号 事務の臨時代理の報告(小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)
- 日程第11 報告第10号 事務の臨時代理の報告(小田原市特定教育・保育施設及び特 定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例) について

(教育指導課)

日程第12 議案第4号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】 (教育指導課)

7 その他

8 議事等の概要

- (1)委員長開会宣言
- (2) 1月定例会の会議録承認…栢沼委員報告

(3)会議録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。議案 第4号「校長及び教頭の人事異動の内申について」は、人事に関する事件です ので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開と する件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

和田委員長…御異議もありませんので、採決いたします。議案第4号を非公開とすることに 賛成の方は、挙手願います。

(全員举手)

和田委員長…全員賛成により、議案第4号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4)協議事項(1)小田原市長の権限に属する事務の補助執行について (教育総務課)教育総務課長…それでは、協議事項(1)「小田原市長の権限に属する事務の補助執行について」御説明いたしますので、資料1をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条において、教育財産の取得及び処分については、市長の職務権限と定められております。しかしながら、実際に財務事務を市長部局で処理することは現実的ではないことから、市長の補助執行という形で、教育委員会職員に権限が付与されております。

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、教育委員会の委員長と統合され、教育委員会を代表する者となります。言い換えますと、執行機関(教育委員会)の事務を補助する職員ではなくなります。このため、補助執行を行うことができなくなりますことから、補助執行させる職員から教育長を除く必要があります。

また、今次の法改正で新たに設けられた「大綱」の策定及び「総合教育会議」の運営に関する事務につきましては、教育委員会で対応することとし、教育部長、教育部副部長及び教育総務課職員に補助執行させることを予定しております。

このことに関して、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長から協議を求められたものであります。以上で、協議事項(1)「小田原市長の権限に属する事務の補助執行について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご協議くださるようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…質疑ないようですので、「小田原市長の権限に属する事務の補助執行について」は、教育委員会として、「異議はない。」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声・全員賛成)

和田委員長…それでは、市長あて「異議はない。」旨回答してください。

(5)協議事項(2)小田原市長の権限に属する事務の委任について (教育総務課)教育総務課長…続きまして、協議事項(2)「小田原市長の権限に属する事務の委任について」説明をいたしますので、資料2をご覧ください。平成27年4月1日付けで「小田原市塔ノ峰青少年の家条例」が廃止されることに伴い、教育委員会に委任する事務から「小田原市塔ノ峰青少年の家条例」に規定する使用料の徴収、減免及び還付に関する事務を削る必要があります。このことに関して、地方自治法第180条の2の規定により市長から協議を求められたものです。以上で、協議事項(2)「小田原市長の権限に属する事務の委任について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご協議くださるようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…これも、質疑ないようですので、「小田原市長の権限に属する事務の委任について」は、教育委員会として、「異議はない。」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声・全員賛成)

和田委員長…それでは、市長あて「異議はない。」旨回答してください。

- (6)協議事項(3)小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について (教育総務課)
- 教育総務課長…続きまして、協議事項(3)「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」説明いたしますので、資料3をご覧ください。先ほど、協議事項(2)で説明いたしましたとおり、平成27年4月1日付けで「小田原市

塔ノ峰青少年の家条例」が廃止となります。つきましては、教育委員会の権限に属する事務で補助執行させるものから、塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事務を、平成27年4月1日付けで削ろうとするものです。このことに関して、地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会から市長あて協議を依頼するものです。以上で、協議事項(3)「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご協議くださるようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…質疑ないようですので、「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」は、教育委員会として市長あてに「協議する。」旨通知するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声・全員賛成)

和田委員長…それでは、市長あて「協議する。」旨通知してください。

(7)報告事項(1)給食費の改定について

(保健給食課)

保健給食課長…それでは、私から「給食費の改定について」の御説明をさせていただきます。 お手元の資料4をご覧いただきたいと存じます。現行の給食費につきましては、

平成21年4月から改定を行いまして、小学校3,900円、中学校4,600円、幼稚園3,500円の月額の給食費で行ってまいりましたが、平成26年4月に消費税が上がったことですとか、一部食材が高くなっている状況を踏まえまして、給食費の改定について学校給食会の中に学校給食費検討委員会を組織して検討を重ねた結果、今回、平成27年4月から一律400円の月額の値上げということで、小学校については4,300円、中学校については5,000円、幼稚園については3,900円の給食費ということで、ご提言をいただきました。こちらにつきまして、学校給食会総会を2月10日に開催いたしまして、総会でご承認いただきましたので、平成27年4月から改定の給食費を採用させていただきたいと考えています。改定までの経緯といたしましては、学校給食会の中に、検討委員会を組織して、6月から7月にかけて3回ほど、検討を重ねてまいりました。消費税の増税、食材費の高騰等を踏まえて、給食費値上げは、やむを得ないということで、給食の回数、給食の質、量を落とさないためにも、給食費値上げは、やむを得ないということで、話が決まり

ました。2回目以降に、それでは、いくらぐらい改定するのが、相応しいのかを検討して参りました。栄養士が作りましたモデル献立を参考に給食の食材費を計算して、月額400円の値上げをするという結論になりました。平成21年から6年間据え置きでやってきましたが、値上げの幅が大きくなりましたので、今後は概ね3年を目安に現在の給食費が適正なものなのかどうなのかという検討委員会を開いてはどうかという、ご提言をいただきました。それで平成27年2月10日で承認をうけて決定をしたということになっております。今後の改定についての周知につきましては、昨年の夏休み明けに1回、現在給食費の改定について検討していること、概ね10%程度の値上げになりそうだと、通知を差し上げているところでございます。2月末に、改めて、金額を入れた通知を学校を通じて保護者の皆様にお届けする予定でございます。それと同時に市の広報誌やホームページ等でも、周知を図っていく予定でおります。資料の裏面は、県内各市の給食費の状況でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…この改定については、やむを得ないと思います。給食費が値上がってしまうと、 家計が苦しくはなるのですが、保護者の方々に理解してもらえると思います。

(その他の質疑・意見なし)

(8) 日程第1 報告第11号 事務の臨時代理の報告(教育財産の取得の申出)について (文化財課)

提案理由説明…教育長、文化財課長

栢沼教育長…それでは、報告第11号「事務の臨時代理の報告(教育財産の取得の申出)について」を御説明申し上げます。旧小田原医師会衛生会館建物及び土地につきまして、市長に対し教育財産として取得するため申し出をしました。

これらは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財課長…それでは、私から教育財産の取得の申出について、御説明させていただきます。 恐れ入りますが、報告第11号を1枚おめくりいただきまして、「旧小田原医 師会衛生会館建物及び土地の取得について」をご覧ください。

まず、1の経緯でございますが、小田原市城内にございます旧小田原医師会衛生会館につきましては、平成26年4月に小田原市久野に新設いたしましたおだわら総合医療福祉会館にその機能を移転いたしましたことにより、その敷地が所有者である小田原市に返還されることになりました。これに際しまして、敷地に残る建物を一般社団法人小田原医師会代表理事 横田俊一郎から、小田原市に寄付したい旨の申し出がございました。

このため、平成26年12月25日付けで市有財産として取得いたしましたが、当該地が国指定史跡である小田原城跡に位置していることなどから、文化財の保存と活用に資する利活用を図る方向で、文化部文化財課が所管することになったものでございます。また、土地につきましても総務部管財契約課が所管する普通財産であったものを文化財課が所管する行政財産として取得することになったものでございます。

続きまして、2の建物概要でございます。住所は、小田原市城内739番地2でございまして、小田原箱根商工会議所がございます小田原商工会館のひとつ奥側に位置しております。建物の建築年は、昭和46年でございます。構造は鉄筋コンクリート造、陸屋根5階建て。床面積は、合計で1,221.35 ㎡となっております。

続きまして、3の土地概要でございます。地番は小田原市城内739番地2ほか3筆となっております。面積は、440㎡でございます。以上で、旧小田原医師会衛生会館建物及び土地の取得についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(質 疑)

- 和田委員長…旧医師会衛生会館は、建築されてからだいぶ年数が経っていますよね。耐震工事とかをやらないといけないと思うのですが。寄付してもらったのは、大変ありがたいのですが、だいぶ古いので、費用も掛かると思うのですが、そのあたりの見通しは、どうですか。
- 文化財課長…医師会にお尋ねしましたところ、これまでに、耐震の措置は取っていないと伺っております。ご指摘のように建物は古くなってきてはおりますが、建築指導課ともいろいろ相談はしておりますが、耐震的な措置はやった方が望ましいのではあるけれども、喫緊の課題という訳でもないとの話なので、それに注意し

(その他質疑・意見等なし)

(9) 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告(平成27年3月補正予算)について (教育総務課・保健給食課・図書館)

日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告(平成27年度予算)について (教育部・文化部・子ども青少年部)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、報告第1号「事務の臨時代理の報告(平成27年3月補正予算)について」及び報告第2号「事務の臨時代理の報告(平成27年度予算)について」を御説明申し上げます。これは、1月教育委員会定例会におきまして、御協議していただきました案件で、市議会3月定例会に係る教育委員会関係の予算について、市長に対し原案のとおり同意する意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から報告第1号、報告第2号を一括して説明させていただきます。さきほど、教育長からお話もございましたが、両報告とも、既に1月の教育委員会定例会におきまして、協議事項として提案しておりますので、今回は、概略のみの説明とさせていただきます。初めに、報告第1号について説明いたしますので、添付資料の「平成27年3月補正予算要求概要」をご覧ください。歳出の欄、1段目、4段目及び6段目の施設整備事業(光熱水費)につきましては、小学校、中学校及び幼稚園における電気、ガス及び水道の使用料金の不足分を計上したものであります。

次に、2段目及び5段目の教材・教具整備事業につきましては、匿名の方から学校図書の充実のためにいただいた40万円の寄付金を財源に、下府中小学校、酒匂小学校、富士見小学校及び酒匂中学校に各校10万円の図書購入費を計上したものであります。

次に、3段目の小学校における学校給食事業につきましては、給食調理場に おけるガス使用料の不足分を計上したものであります。

なお、1月の定例会で「調整中」としておりました学校施設の工事請負費に つきましては、いずれも国の平成26年度補正予算の対象とならなかったこと から、3月補正予算には計上しておりません。

次に、7段目の「図書施設機能等検討支援業務委託料」につきましては、小田原市図書施設・機能整備等基本方針において、現在の市立図書館を閉館し、新たな施設を駅前に開設するとした方針に基づき、施設の規模、機能、設備やゾーニングのイメージを検討し、取りまとめる際の支援を専門業者へ委託するための経費を計上したものであります。以上で、報告第1号「事務の臨時代理の報告(平成27年3月補正予算)について」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第2号について説明いたします。

一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた15会計の平成27年度当初予算額は、1,531億463万8千円、前年度比較で50億2千963万3千円の増、対前年度伸率で3.4パーセントの増となっております。一般会計の予算規模は631億円、前年度比較で7億円の減、対前年度伸率で1.1パーセントの減となっております。

それでは、添付資料「平成27年度当初予算要求概要(教育費関係)」の1ページ、「平成27年度教育費予算総括表」をご覧ください。教育費につきましては、ページ最下段、総合計の欄にお示ししたとおり49億7,333万5千円、一般会計における構成比は7.88パーセントであります。平成26年度当初予算に比べ、3億3,995万8千円の増、構成比は0.62パーセントの増、対前年度伸率は7.3パーセントの増となっております。

なお、増要因につきましては、それぞれの事業の中で順次説明をさせていた だきます。

2ページをご覧ください。予算項目ごとの「主な事業」ですが、教育総務費につきましては、2の「地域一体教育推進事業」といたしまして、引き続き「未来へつながる学校づくり」に取り組むほか、新玉小学校をモデル校といたしまして、学校運営協議会を設置し、「コミュニティスクール」の実践研究に取り組むための経費を計上いたしました。

7の「いじめ防止対策推進事業」につきましては、今年度策定いたしました「いじめ防止対策基本方針」の実効性を高めるため、「いじめ問題対策連絡会」及び「いじめ防止対策調査会」の委員報酬等を計上いたしました。

10の「私立幼稚園等就園奨励事業」につきましては、国の制度改正により、第2子以降への助成に対する所得制限が撤廃されること等に伴い、支給額が増加いたしますことから、計上額は、平成26年度に比べ約3千7百万円の増となっております。

3ページをお開きください。小学校費、中学校費、幼稚園費のうち、1の「小学校維持管理工事」及び8の「中学校維持管理工事」につきましては、老朽化等に伴う学校施設の維持管理のための工事請負費を計上いたしておりますが、補正予算での対応がなくなり、国庫補助事業を当初予算に計上いたしましたこ

と等から、小学校費で約4千8百万円、中学校費で約1千8百万円の増となっております。

2の「教科書指導書整備事業」につきましては、平成27年度が小学校の教科書が採択替えの年となりますので、これに対応するための教師用の教科用図書及び指導書の購入経費を計上いたしましたことから、約3千8百万円の増となっております。

9の「中学校生徒就学支援事業」につきましては、支給対象者の増や給食費の改定等により、所要額は約1千5百万円の増となっております。

4ページをご覧ください。社会教育費、保健体育費のうち、8の「本丸・二の丸整備事業」につきましては、「御用米曲輪整備費」における修計整備工事費、住吉橋修復のための実施設計委託料等を計上いたしましたことから、約2千5百万円の増となっております。

10の「史跡等用地取得事業」につきましては、小峯御鐘ノ台大堀切西堀用地の一部を購入する等のための経費を計上いたしましたことから、約1億3千万円の増となっております。

5ページをお開きください。13の「生涯学習センター本館(けやき)耐震補強事業」でございますが、平成27年度及び28年度の継続事業として、耐震補強工事を実施するための経費を計上いたしたものであります。

6ページをご覧ください。こちらは、平成27年度に予定している学校施設の主な工事をお示ししたものであります。資料中ほどの「対象校」欄にお示しした学校、幼稚園におきまして、「校舎、給食棟及び機械室、屋内運動場屋根における屋上防水改修」、「高圧交流負荷開閉器交換」等の工事を、教育活動に影響の少ない夏休みを中心に実施していく予定となっております。なお、資料にも記載いたしておりますが、平成27年度の国庫補助事業につきましては、文部科学省の予算が、平成26年度に比べ減少していることから、採択されない可能性もあり、その場合には当該事業は先送りとなりますことをご了承ください。

以上で、報告第2号「事務の臨時代理の報告(平成27年度予算)について」 の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

萩原委員…3月補正予算の要求額の歳出の小学校費の10,527千円とありますが、これは、水漏れとかが原因であろうとお話ししていましたよね。水漏れの修理費は、予算要求の中に、入っていますか。

教育総務課長…当然、漏水を止めないといけませんので、現年度予算で早急に対応しようと

考えております。1,000万円余りの補正ということで、前回、水漏れなどの話をしましたが、基本的な大きな影響というのは、エアコン等を整備して、使用電力量が、非常に多くなっております。その関係で、ピーク時の電力量が、1年間の基本料金になりますので、電気料金の引上げと相まって、予想以上に伸びているところが大きな原因になります。それ以外に、先ほどご指摘いただきました漏水等も大きな原因でございます。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で文化部及び青少年課が関連する議題が終了しましたので関係の職員はご退席願います。

(文化部及び青少年課職員退席)

(10)日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市教育長の勤務時間、休暇 等及び職務に専念する義務の特例に関する条例)について (教育総務課)

日程第5 報告第4号 事務の臨時代理の報告(小田原市表彰条例の一部を改正する条例) について (教育総務課)

日程第6 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市教育に関する事務の職務 権限の特例に関する条例の一部を改正する条例)について

(教育総務課)

日程第7 報告第6号 事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例の一部 を改正する条例)について (教育総務課)

日程第8 報告第7号 事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例) について

(教育総務課)

日程第9 報告第8号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例) について

(教育総務課)

日程第10 報告第9号 事務の臨時代理の報告(小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、報告第3号から報告第9号まで一括で御説明申し上げます。市議会 3月定例会に係る教育委員会関係の条例関係について、市長に対し原案のとおり同意する意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、 急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、 事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…平成27年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会の委員長と教育長を統合した新しい教育長制度が発足いたします。これに伴い、条例の新規制定及び所要の措置を講ずる必要がある条例の一部改正を今回の市議会3月定例会に上程したところであります。報告第3号から報告第9号までが、同趣旨によるものでありますので、一括して御説明申し上げます。なお、この新しい教育長制度は、同日平成27年4月1日において現に教育長の職にある教育委員の在任中は、現行の制度が適用されるという経過措置が講じられておりますことから、本市におきましては、当面、現行の体制で運営してまいります。

始めに、報告第3号「事務の臨時代理の報告(小田原市教育長の勤務時間、 休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例)について」説明いたしま すので、報告第3号の資料をご覧ください。新しい教育長は、直接、議会の同 意を得て市長が任命する常勤の特別職職員となりますことから、現行の給与、 勤務時間等を定める条例を廃止し、給与につきましては、後ほど報告第8号で ご報告いたします「小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例」におきまして、また、勤務時間、休日及び職務専念義務の特例に 関し必要な事項につきましては、本報告のとおり、新たに条例を定めるもので あります。

次に、報告第4号「事務の臨時代理報告(小田原市表彰条例の一部を改正する条例)について」説明いたしますので、報告第4号の資料をご覧ください。 新たな教育長の職責を鑑み、当該教育長を市政功労表彰の対象者とする、副市 長と同等の扱いと言う形で、改正するものであります。なお、経験年数といた しましては、副市長の在任期間と同等と規定するものであります。

次に、報告第5号「事務の臨時代理の報告(小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例)について」説明いたしますので、報告第5号の資料をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、市長の職務権限の特例を定めた規定の条項に移動が生ずることに伴い、当該条項を引用する条文について、所要の措置を講ずるものであります。

次に、報告第6号「事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例の一

部を改正する条例)について」説明いたしますので、報告第6号の資料をご覧ください。教育長が常勤の特別職職員となりますことから、小田原市特別職報酬等審議会の設置目的に教育長の給料の額に係る事項を追加するものであります。また、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策等の実行性の向上に関する事項及び市立学校で発生した重大事態に関する事項について調査審議し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意見具申する教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会(定員5人以内)」を設置するものであります。併せて、教育委員会の所管からは外れますが、市長の諮問に応じ、市内の小、中学校及び教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果を再調査し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項について意見具申する市長の附属機関として、「小田原市いじめ問題再調査会(定員5人以内)」を設置いたします。

次に、報告第7号「事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について」説明いたしますので、報告第7号の資料をご覧ください。新たな教育長制度の発足に伴い、教育委員会委員長の報酬に係る規定を削るものであります。また、報告第5号で御説明いたしました「小田原市いじめ問題再調査会」及び「小田原市いじめ防止対策調査会」の委員報酬を、日額1万5千円以内と定めるものであります。

次に、報告第8号「事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)について」説明いたしますので、報告第8号の資料をご覧ください。教育長が常勤の特別職職員となりますことから、市長及び副市長と同様、当該条例におきまして、支給すべき給料の額、期末手当の支給率等を定めるものであります。なお、先ほど申しました現行の「小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を本条例附則において廃止いたします。

次に、報告第9号「事務の臨時代理の報告(小田原市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例)について」説明いたしますので、報告第9号の資料をご覧ください。教育長が常勤の特別職職員となりますことから、鉄道賃のうち、片道100キロメートルを超える場合の特別車両料金の支給について、市長及び副市長と同等に取り扱うよう定めるものであります。

なお、参考といたしまして、制度改正に伴う条例規則の改正一覧を添付いた しました。このうち、条例につきましてはただ今御説明したとおりですが、規 則関係につきましては、次回の会議でお諮りいたしますので、よろしくお願い いたします。以上で、報告第3号から報告第9号までの御説明を終わらせてい ただきます。

(質疑・意見等なし)

(11)日程第11 報告第10号 事務の臨時代理の報告(小田原市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条 例)について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、報告第10号「事務の臨時代理の報告(小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例)について」を御説明申し上げます。市議会3月定例会に係る教育委員会関係の条例制定について、市長に対し原案のとおり同意する意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育指導課長…それでは私から、報告第10号「事務の臨時代理の報告(小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例)について」御説明申し上げます。資料3ページの条例案説明資料をご覧ください。

ご承知のとおり、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっております。本市の公立幼稚園6園につきましては、新制度の対象施設に移行するとともに、保育料につきましても、平成27年度に限り現行の8,500円を上限とする経過措置を設けながら、市が定める新制度の料金体系へ移行いたします。

そこで、本条例につきましては、制定理由にもありますとおり、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に関し、小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用の額や、徴収・納付等について必要な事項を定めるため制定するものでございます。

条例の主な内容といたしまして、初めに1の第3条関係でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用した支給認定保護者が負担すべき費用の額は、政令で定める額を限度として規則で定める額とすることとしております。次に、2の第4条及び第5条関係でございますが、市立保育所及び市立幼稚園の保育料の徴収について規定したものでございます。

次に、3の第6条及び第7条関係でございますが、保育料及び特定保育所の利用に係る費用は、市長が定める期日までに納付しなければならないことや、保育料等の納付等に関し必要な事項を規定したものでございます。

次に、4の附則第2項関係でございますが、本条例の施行に伴いまして、小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例を廃止することとしております。

なお、本条例の適用は、平成27年4月1日からを予定しております。以上 で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…先ほど非公開とすることにいたしました議案以外の議題は終了いたしました ので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の 方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(12) 日程第12 議案第4号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】 (教育指導課)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(13)委員長閉会宣言

平成27年3月19日

委 員 長

署名委員 (萩原委員)

署名委員(山口委員)